

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(書面協議)

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (対応欄 A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:指定自治体が検討)				国と地方協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他)				内閣府整理 【コメント欄】 (4/3時点)	内閣府整理 【コメント欄】 (4/3時点)
					厚生省庁 担当課	関係法令	対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等				
206	とやま地域共生型福祉推進特区	障害者グループホーム等整備事業	補助制度を活用した障害者グループホーム、ケアホームの増設の実施	障害者グループホーム等の増設等に対する補助を恒久的の制度とするため、左記要綱に位置付ける。	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課		C	○グループホーム等の改築等に対する補助については、障害者自立支援対策臨時交付金のうちのメニューである障害者自立支援基金整備事業で対応していることだが、当該事業は平成24年度までとなっているので、24年度以降の対応について、真に必要かどうか、今後、慎重に検討する必要があると考える。			・障害者グループホームの整備が促進されるよう、現行の基金事業の成果を踏まえ、基金事業終了後も改築等に対して助成されるよう改善願いたい。	指定自治体が、年度ごとに必要所要額について、厚生労働省への予算要求を検討するとともに、事業の拡大実施に向けて引き続き検討していく。	IV	
207	とやま地域共生型福祉推進特区	地域共生ホーム(高山型デイサービス)施設の設置促進のための支援事業	地域共生ホーム(高山型デイサービス)施設の設置促進のための支援事業	高齢者、障害者、児童等多様な利用者を同時にケアする高山型デイサービスでは、職員負担が大きいことから、「地域共生加算(仮称)」の創設等、介護報酬上の特段の措置を求める。	厚生労働省 老健局振興課 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 雇用均等・児童家庭局 保育課		C(上段) B(下段)	○介護サービスの質の評価は介護保険制度全体の課題であり、研究・検証を経ないまま、遠所介護において認知症状の改善等を介護報酬として評価することは困難である。平成23年12月に取りまとめられた社会保険審議会介護給付費分科会の審議報告において、「介護サービスの質の向上に即けて、具体的な評価手法の確立を図る。また、利用者の状態を改善する取り組みを促すための報酬上の評価の整り方について検討する」とされたところである。 ご提案は、高齢者・障害者・児童を受け入れて交流することの効用として認知症状等の改善を図ることが、障害者等との交流により効果が認められるが、当該効果がなくても改善が図られたものについての客観的な比較が不可能であり、研究・検証を経なければ根拠が得るデータとして用いることは困難であると考える。 ○介護保険法改正により、平成24年4月1日より、地域密着型サービスの介護報酬について、厚生労働大臣の定める上限の範囲内で、厚生労働大臣の認可によらずに、市町村の認定によって、全館一律の介護報酬額を超える独自報酬を設定できることとしたところであるので、地域共生ホーム(高山型デイサービス)を小規模多機能型居宅介護事業所として行う場合、こうした制度も活用可能である。		○本年2月に厚生労働省主催で開催された全国担当課長会議(H24.2.20障害保健福祉関係主管課長会議、H24.2.23全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議、H24.2.22全国児童福祉主管課長会議)において、共生型サービスの取組みについては、次の効果が期待されることとしており、厚生労働省も地域共生ホーム(高山型デイサービス事業所)における利用者の効用については認めている。本県の提案は、厚生労働省が認めている共生型サービスの効果の適切な評価を求めているものであり、認められれば、厚生労働省が会議において説明された地方の実情に応じた創意工夫ある取組みの、より一層の普及促進につながるものと考えられる。 ・子どもと触れ合うことで、自分の役割を見つけ、意欲が高まることによる日常生活の改善や会話の促進という高齢者や障害者への効果 ・お年寄りや障害者など他人への思いやりや楽しさをも身につける児童面といった児童への効果 ・地域住民が持ちかけてくる様々な相談に応じ、地域住民の福祉拠点になるという地域への効果 ○地域密着型サービスの介護報酬について、本年4月から一定の範囲内で市町村が全国一律の介護報酬額を上回る報酬額を独自に設定できるようになったことは承知しているが、本県のほとんどの高山型デイサービスは、小規模多機能型居宅介護事業所ではなく通所介護事業所で行われており、市町村独自報酬の対象とならないことから、本提案を行ったものである。	・高山型デイサービス事業所の多くは通所介護事業所であるという指定自治体の回答を踏まえ、厚生労働省は通所介護事業所に対する介護報酬上の措置を協議された。	III		
208	とやま地域共生型福祉推進特区	高山型デイサービス施設支援事業	地域共生ホーム(高山型デイサービス)施設の設置促進のための支援事業	指定障害福祉サービス事業者と同様のサービスを行っているものの、報酬上、評価されていないことから、加算適用を求めるもの。	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課		C	○基準該当生活介護サービス等については、指定障害福祉サービスとしての基準は満たしていないものの、介護保険事業所等の基準を満たす事業所で市町村が認めたものにつき、特例的に給付費が支給される仕組みであり、一方、報酬加算は指定基準を満たした上で、適切な支援や質の高い事業者を評価するものであることから、基準該当サービスを加算評価することについては、内容について慎重な検討が必要である。		○地域共生ホーム(高山型デイサービス事業所)は、障害者の自立した生活や社会参加を促進する上で、大きな役割を担っている。障害者自立支援法上は、高山型デイサービス事業所は基準該当であるが、サービスの質の確保を担保するための十分な人員を配置をした上で、指定事業所と同じ加算の対象となるサービスを行っている。 特に、遠道加算については、特別支援学校が休みのときなどに、障害児の受け皿となっており、仕事を持つ保護者などから強い要望が寄せられている。また、欠席時対応加算についても、利用者が欠席した場合には、保護者等と連携を取って状況を確認し、サービス利用を促しているところである。また、食事提供体制加算は「基準該当」についても認められていることから、欠席時対応加算など、実質的にサービスを提供するものであれば、加算は可能であると考える。 このように、高山型デイサービス事業所においても、利用者の視点に立った質の高いサービスを提供でき、利用者に提供されるサービスの質を高めるために取られた加算を基準該当事業所においては適用しないという理由はなく、また、加算を認めることにより、高山型デイサービスのより一層の普及や利用者が地域において受けられるサービスの充実につながるものと考えられる。 このため、特区内(高山県全域)において、高山型デイサービス事業所に対して、指定事業所と同様に加算を適用できるよう、国の財政支援を要望するものである。	・基準該当であっても加算対象となっているサービスの提供は可能であるが、加算評価されないためにそのサービスを提供できないのであれば、受益者の観点から、平等性が損なわれるのではないかと考えられる。 ・指定自治体は、加算によって何が向上するのか、使途・効用などを説明する必要がある。	III		

